○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

市

町村 策福

課 課祉

政健

:

同 同

: =

: =

(男子) の募集期間、採用試験の期日等及び

○自衛官候補生

告

示

目

次

○潜水調査業務の競争入札参加資格………………………………… 法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………

(水産振興課) … 三

同

:

理

課

: 八

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

同

:

法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出…

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

同

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………

○宅地建物取引業者の免許の取消し……………

(建築住宅課) (都市計画課)

: : 八

示

○都市計画事業の認可……………

第二百七十二号

次のとおり定めたので、

自衛隊法施行令

(昭和二十九年政令第百七十九号) 第百十八

採用試験の期日等及び応募資格を

航空自衛隊の自衛官候補生

(男子)の募集期間、

青森県告示第九十一号

(水曜日)二月十七日

令和

定により告示する。 条の規定によりその例によることとされる同令第百十四条及び第百十七条第

募集期間及び採用試験の期日等

青森県知事

三

村

申

吾

令和三年二月十七日

令和三年三月 (木)	馬其	剣 月	募集期間
通受付後に	女 臣	台寺	令和三年
青森市大字浪館字	位	試	一月四日から同月十九日まで
近野四五	置	験	九日まで
屯地自衛隊	名	担	
	称	物	
	日(木) 通知 青森市大字浪館字近野四五 陸上	日 (木) 通知 青森市大字浪館字近野四五 屯地 和三年三月 受付後に 置 名 記事其上 月か日 支	日 (木) 通知 青森市大字浪館字近野四五 屯地 和三年三月 受付後に 置 名 試験期日 開始時刻 試験期日 開始時刻 試験期日 開始時刻

応募資格

起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。) 十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者にあっては、採用予定月の一日から

青森県告示第九十二号

(障害福祉課)

: \equiv

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村

申

地 年廃 月 日止

称

名

所

在

ニ・コニ・二六	六南津軽郡藤崎町大字常盤字富田二一の二・三・三	常盤診療所
"	一西津軽郡鰺ケ沢町大字七ツ石町二七の	七ツ石内科
	三沢市美野原二丁目二二の一	つきだて歯科診療室
二令 二和 三·10	弘前市大字亀甲町六三	奥口医院

青森県告示第九十三号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

			70		
≡ •	町字蒲生一	NO	西津軽郡線	ケ沢病院店	いちい薬局鰺ケ沢
"	石町二七の	津軽郡鰺ケ沢町大字七ツ石町二七の	一		七ツ石内科
三令 和 -		沢市美野原二丁目二二の	三沢市美野	-診療室	つきだて歯科
年指 月 日定	地	在	所	称	名

青森県告示第九十四号

より告示する。 定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

地

青森県告示第九十五号

偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告 る生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止し の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

つきだて歯科診療室	名
室	称
三沢市美野	所
野原二丁目二二の一	在
	地
二令	年廃 月 日止

青森県告示第九十六号

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号 偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ の規定により告示する。 る生活保護法」という。)第四十九条の規定により、 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 医療支援給付のための医療を担

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

いちい薬局鰺ケ沢病院店	七ツ石内科	つきだて歯科診療室	名称
○六の一○	一西津軽郡鰺ケ沢町大字七ツ石町二七の	三沢市美野原二丁目二二の一	所 在
= =	七の	=令 ·和	地 年指 月
= -		<u>.</u>	日定

青森県告示第九十七号

より公示する。 医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定に医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定に「当二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更	変更	区							
後	更前	分							
ション愛あい	訪問看護リハバ	名							
	ハビリステー	称							
の三 八 那 五	の三 四 〇 郡 五	所							
五戸町字下長下タ九	五戸町字下モ沢向	在							
でタカー	沢向二一	地							
元:0:温	一 元令 二 心 二								

青森県告示第九十八号

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

金子薬局	名
	称
三戸郡五戸町字新町	所
町字新町一七	在
	地
二令和九・三〇	年 月 日

青森県告示第九十九号

第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和三年六月一日から令和五年五月三十六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和三年六月一日から令和五年五月三十六十七条のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和三年六月一日から令和五年五月三十六十七条のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

青森県知事 三 村 申 吾

競争入札参加資格

令和三年二月十七日

競争入札参加資格は、次のとおりである。

- みて、県の契約の相手方として適当と認められること。 1 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況から
- について記載し、かつ、その記載内容が事実に反していないこと。 2 三に規定する潜水業者資格審査申請書(添付書類を含む。)の重要な記載事項
- 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

二 資格審査の申請の時期

し、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。 資格審査の申請の時期は、令和三年四月一日から同月三十日までとする。ただ

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書(第一号様式。以下「申請書」とい

う。)に次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わな ければならない。

- 会社概要(第二号様式)
- 3 経営規模総括表(第三号様式) 潜水調査等実績調書(直前二年分)

(第四号様式)

- 4 潜水技術者等経歴書(第五号様式)
- 5 潜水器具・装置の設備状況(第六号様式)
- 6 貸借対照表 (直前二年の各事業年度における決算によるもの)
- 損益計算書(直前二年の各事業年度における決算によるもの)
- 申請者の登記事項証明書等

9

納税証明書(次に掲げる税目について、未納及び滞納がないことの証明)

法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税

消費税及び地方消費税、 個人事業税、個人住民税

個人事業者の場合

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五. 競争入札参加資格の有効期間

和五年五月三十一日までとする。 競争入札参加資格の有効期間は、 四の規定による通知において指定する日から令

六 申請書の記載事項の変更届等

したとき又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更(休・廃業) 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止

届 (第七号様式) を提出しなければならない。

- 商号又は名称
- 所在地又は住所
- 3 代表者の氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第1号様式

青森県知事

凞

併

 \mathbb{H}

Ш

申請者

所在地又は住所

号又は名 栋

돒

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書

えて申請します。

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添

いことを誓約します。 なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実に相違な

ω

罚

|

12

甲

在

掛

돒

 ψ_{\square}

4

貧

*

Ŋ

III.

羰

重

Ш

第2号様式

類異

強 業 年 数			経 営 比 率		7146,54,54	羅四拳	<u>п</u>	金 次期繰越利益 (欠損金)	(準備金) 本	資本金	区分		平均生產報又は販売額	亚基本	商号又は名称
年	創		流動負債() 東景俥崇		技術関係職員					直前決算時		年	年	直前第2年度分決算
Д H	業			1	>						剰余(欠損) 金処分	千円	月まで(1)	月から	度分決算
年月	現組織への変更) 千田)千円		事務関係職員 そ					п#		年	年	直前第1年度分決算
ш		(4/5)	>	_ ×100-		その他(単純労 務等)職員					決算後 増減額	半 田	月まで(2)	月から	
车	営業年数	(小数点以下切捨て)	%		\ \	労					1後放額合計	千円	2	年間平均実績局(1)+(2)	

第3号様式

経営規模総括表

第4号様式

潜水調査等実績調書

発 注 者	元請け又は 下請けの別	件	名	業務履行場所	請負代金 の額	着手年月	履行(予 定)年月

種 類 番 号 用 用	種 類 番 号 用 日 期 間	第 5 6 6 7 6 7 8 8 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 3 4 5 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 <
種 類 番 号	種 類 番 号	種 類 番 号
(本)	横響	横響
種 類 番 号 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用	種 類 番 号 颗 月 日	種 類 番 号 用 目 用 目 用 目 用 目 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用
種類番号	種 類 番 号	種類番号
灣	離 選 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	巻
番	種類	種類番
※学歴	住 所	籍 住 所 (全))
年月日 籍	生年月日	

第5号様式 洪 小 壮

潜水技術者等経歷書

第6号様式

潜水器具・装置の設備状況

											믑ㅁ
											各
											开
											-
											燕
											数
											具
_											

青森県知事

第7号様式

凞

所在地又は住所

申請者

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書記載事項変更(休・廃業) 国

青森県の潜水業者資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について、下記のとおり変更したので

届け出ます。 なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

次のとおり営業を 午上・廃止 したのぐ

記載事項変更

変

浬

#

屈

変

浬 丰

変 浬

後

変更年月

Ш

瘇

批

0 休廃 休・廃業

年年

業年月 業期

田 選

月 月 шШ

併

П Ш

Ш

Ш

併

青森県全域

青森県告示第百号

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、 次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

令和三年二月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

作業種類

基本測量 (地殻変動補正パラメータ測量)

 \equiv 作業地域

作業期間

令和三年三月一日から同月三十一日まで

青森県告示第百一号

次のとおり告示する。 計画公園事業を令和三年二月八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 八戸都市

令和三年二月十七日

青

青森県知事 三 村 申

吾

施行者の名称

都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業 (五・五・三号 新井田公園

三 事業施行期間

令和三年二月十七日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

1

八戸市新井田西四丁目地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第百二号

の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。 がないので、宅地建物取引業法 をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出 令和二年十二月十四日次の宅地建物取引業者の役員の所在を確知できない旨の公告 (昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項

令和三年二月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 株式会社リアルエージェント

代表者の氏名 康裕

三 四 主たる事務所の所在地 八戸市大字売市字小待一二五の一オフィス畑中G号室 免許証番号 青森県知事(一)第三四八〇号

(教示)

三月以内に審査請求を行った場合には、 らないこととされている。 する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな とはできなくなる。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して あっても、処分の日から一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起するこ ことができる(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内で 月以内に、青森県を被告として(青森県知事が被告の代表者となる。)、提起する ら起算して三月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができる。 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日か 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番

毎週月・水・金曜日発行

県号

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価 小口一枚ニ付十五円